

第5章

積極的な外資誘致も、特有の制度等に注意 インドネシア進出時における 法規制の留意点

One Asia Lawyersグループ：DKMS Lawyers
弁護士

馬居 光二

進出形態

インドネシアに進出する際の拠点としては、以下の複数の形態が考えられる。もつとも、いわゆる事業行為を行うためには、原則として法人を設立する必要がある。それ以外の駐在員事務所は基本的に法人の開業準備や市場調査の目的に限られ、収益を上げるような行為は行うことができない。後述のように、法人設立には資本金として最低でも100億ルピアの払込みが必要になるところ、この点も踏まえて進出の形態を検討する必要がある。

法人設立手続

インドネシアの法人設立手続は、大きく分けて法人設立登記手続とライセンズ取得手続に分けられる。

(1) 法人設立登記(Notary)

法人を設立しようとする場合、設立証書(Akta Pendirian)と呼ばれる書面を作成する必要がある。同設立証書には設立する会社に関する多様な情報が記載され、かつ、同証書のなかに会社の定款も含まれる。イ

【この章のエッセンス】

- 2020年のオムニバス法施行以降、外国企業誘致の流れがある。
- 法人設立については、Notary制度、ライセンス、最低払込資本金要件に注意する。
- 労働法改正に関する違憲判決、個人情報保護法の施行等、重要法令の改正がある。

はじめに

インドネシアは、東南アジア最大の経済規模を誇り、約2.8億人の人口を有する巨大市場であり、豊富な資源と若年層の多い労働力を背景に、近年も安定した経済成長を続け

ている。政府も投資誘致を積極的に推進している一方で、多数の民族の共存や大統領の交代等を背景に、頻繁かつ複雑な法令改正が行われるため、進出時には、最新の法規制について十分に理解する必要がある。

外資規制

従来インドネシアは厳しい外資規制を敷いていたが、2020年11月に施行された雇用創出に関する法律2020年11号(以下、「オムニバス法」という)およびその施行規則により、大幅にこれが緩和された^(注)。具体的には、いわゆるネガティブリストに記載された投資規制事業分野の約86%をリストから削除し、さらに、ポジティブリスト(政府が税制

優遇等投資を支援する産業分野のリスト)を作成し、外国企業に対する

投資活動を誘致する政策を実行した。これにより、卸売業のように、外国投資家による株式取得割合の制限が設定されていた事業分野についても、その多くが100%までの株式取得が可能となった。ただし、金融業や建設業等のように、個別業法で外資規制が定められている場合があり、実際の投資の際は、ネガティブリストへの該当の有無に加え、該当する業法上の規制の有無もあわせて調査する必要がある。

(注) オムニバス法については、2021年に、同法の制定過程に瑕疵があるとして条件付で違憲とする憲法裁判所判決が出たが、その後施行された法律代行政令2022年2号および法律2023年6号により、前記瑕疵は治癒されたと理解されている。